

【勤務地：東京都新宿区】

特定任期付職員の採用について

内閣官房では、特定任期付職員を次のとおり募集いたします。

<u>職 種</u>	特定任期付職員
<u>採用期間</u>	令和6年8月1日から令和8年7月31日までの2年間 (職務の状況によっては任期更新もあり得る)
<u>採用人数</u>	1名
<u>資 格</u>	人工衛星システムの開発及び製造に関する高度な専門的知識と業務経験(10年程度もしくはそれと同等と認められる期間)を有し、プロジェクト管理においてリーダーシップを発揮できる者。また、関係機関との会議の主催又は内閣衛星情報センター内関係部署との調整業務も多いことから、十分なコミュニケーション能力を有する者が望ましい。 ※次のいずれかに該当する者は受験できません。 (1) 日本の国籍を有しない者 (2) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者 ○ 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者 ○ 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受けその処分の日から2年を経過しない者 ○ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)
<u>職務内容</u>	人工衛星システムの開発に係わる業務(光学衛星の開発に係るプロジェクト管理業務が中心)
<u>就業場所</u>	東京都新宿区に配属予定
<u>待 遇 等</u>	採用後は、一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。)に基づき、常勤の国家公務員として採用します。 給与については、任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)に基づき、これまでの経歴等

応募要領

を考慮して決定します。

次の書類を郵送にてお送りください。

なお、応募書類は返却いたしません。また応募書類に記載された個人情報、本採用に関する手続き以外の目的には使用いたしません。

- 1 履歴書（市販の用紙で可）※要顔写真貼付
- 2 志望動機をまとめたもの（A4横書）
- 3 これまでに従事した業務の内容を具体的にまとめたもの（A4横書）

※上記3について専門知識・経験に関する資料（論文、学会誌等への寄稿文など）があれば併せてご提出ください。

※無線従事者の資格をお持ちの方は、資格を証明するものの写しを併せてご提出ください。

<応募書類の宛先>

〒162-0845

東京都新宿区市谷本村町9-13

内閣官房 内閣情報調査室 内閣衛星情報センター
管理部総務課 特定任期付職員採用担当

<お問い合わせ等について>

任期付採用担当

電話：03-3267-9546

募集期限 試験

令和6年5月13日（月）必着

書類選考後、合格者に対し面接試験を行い、可否を決定します。
書類選考合格者には、面接試験の日時等を連絡いたします。